

環境・防災分科会

- 11 事業 -

事務事業調書(51)

事務事業名		ごみ分別収集事業													環境・防災分科会	
事業概要		資源循環型の社会の実現に向けて、ごみを可燃物や資源物などに分別し収集を行う。														
事業比較	区分	小田原市	南足柄市	中井町	大井町	松田町	山北町	開成町	箱根町	真鶴町	湯河原町	例示1	例示2	例示3		
	分別数	9分類 18品目	4分類 18品目 (2品目試行中)	5分類 15品目	10分類 22品目	5分類 14品目	6分類 10品目	5分類 17品目	6分類 14品目	8分類 12品目	8分類 12品目	10分類 22品目	9分類 18品目	7分類 15品目		
	収集頻度	可燃ごみ	2回/週	3回/週	2回/週	2回/週	2回/週	2回/週	2回/週	3回/週	3回/週	3回/週	3回/週	2回/週	2回/週	
		紙類	2回/月	2回/月	2回/月	2回/月	2~3回/月	2回/月	1回/週	2回/月	1回/4週	1~2回/月	1回/週	2回/月	2回/月	
		ペットボトル	2回/月	3回/月	2回/月	2回/月	2~3回/月	2回/月	1回/週	2回/月	隔週1回	2回/月	1回/週	2~3回/月	2回/月	
		プラスチック製容器包装(トレーのみ含)	2~3回/月	3回/月	2~3回/月	2~3回/月	2~3回/月	2回/月	1回/週				1回/週	2~3回/月	3回/月	
	資源化率	焼却灰含まず	28.2%	24.6%	21.1%	23.7%	24.2%	19.6%	25.2%	4.9%	13.8%	13.1%	28.2%	28.2%	19.8%	
		焼却灰含む	32.4%	24.6%	22.5%	25.1%	25.6%	19.6%	25.2%	4.9%	13.8%	13.1%	32.4%	32.4%	20.7%	
	指定袋の導入状況	家庭系可燃ごみのみ	家庭系可燃ごみのみ	家庭系・事業系可燃ごみ	家庭系・事業系可燃ごみ	家庭系・事業系可燃ごみ	家庭系可燃・不燃ごみ	家庭系・事業系可燃ごみ	家庭系・事業系可燃ごみ	推奨袋制	推奨袋制	家庭系可燃・不燃ごみ・事業系可燃ごみ	家庭系可燃ごみのみ	家庭系・事業系可燃ごみ		
公共収集の状況	ステーション回収	ステーション回収	ステーション回収	ステーション回収	ステーション回収	ステーション回収	ステーション回収	ステーション回収	ステーション回収	ステーション回収	ステーション回収	ステーション回収	ステーション回収	ステーション回収		
現状の分析		<ul style="list-style-type: none"> ごみの分別数については、各市町で異なっている。最も分別が細分化されているのは、大井町である。 箱根、真鶴、湯河原町では、プラスチック製容器包装の分別を行っていない。 収集頻度については、ペットボトルを除き各市町で異なっている。 指定袋は、真鶴町、湯河原町以外の市町では、家庭系可燃ごみに導入している。また、事業系可燃ごみに導入している町もある。 														
類似中核市のサービス水準	都市名(人口)	宇都宮市(504千人)			川崎市(334千人)			横須賀市(421千人)			岡崎市(368千人)			姫路市(535千人)		
	分別数	5種10品目			4種7品目			4種6品目			6種12品目			12品目		
	収集頻度	可:2回/週、紙:1回/週 ペ:1回/週、プ:1回/週			可:3回/週、紙:集団回収 ペ:1回/週、プ:分別していない			可:2回/週、紙:集団回収 ペ:1回/週、プ:1回/週			可:2回/週、紙:拠点回収 ペ:1回/週、プ:1回/週			可:2回/週、紙:集団回収 ペ:2回/月、プ:1回/週		
	指定袋の導入状況	導入していない			導入していない			導入していない			可燃ごみ・不燃ごみ・紙製容器包装・ペットボトル・プラスチック製容器包装			可燃ごみ・プラスチック製容器包装・ミックスペーパー		
	公共収集の状況	ステーション回収			ステーション回収			ステーション回収			ステーション回収			ステーション回収		
合併を想定した場合	メリット	<ul style="list-style-type: none"> ごみの分別数を高い水準に合わせることで、一層のごみ減量と再資源化を進めることができる。 各市町の既存施設の処理区域を見直すことで、効率的な収集ができる。 														
	課題	<ul style="list-style-type: none"> ごみの分別種類を統一するためには、ごみ処理・処分の統一を図るとともに、住民の合意や周知徹底が必要となる。 分別数の増加に対応した処理施設の整備(新設・改修)が必要になる。 収集頻度を高い水準に合わせるとごみの発生抑制意識の低下が懸念されるので、適切な収集回数検討が必要となる。 														
	財政面への影響	<ul style="list-style-type: none"> 分別数、収集頻度が増加することによる、収集委託料等の増高。 燃せるごみの減量化による、焼却経費、焼却灰処理費等の削減。 														
	対応策	<ul style="list-style-type: none"> 分別の細分化及び徹底が地域や地球環境の改善に寄与することなど、その効果等について啓発事業を実施する。 収集頻度については、コストと住民の利便の両面から検討し、よりよい収集方法を検討する。 														

事務事業調査(52)

事務事業名		事業系一般廃棄物処理事業													環境・防災分科会		
事業概要		事業系一般廃棄物の公共収集を行う。															
事業比較	区分	小田原市	南足柄市	中井町	大井町	松田町	山北町	開成町	箱根町	真鶴町	湯河原町	例示1	例示2	例示3			
	事業系一般廃棄物の公共収集区分	300 kg以下/月	公共収集していない	公共収集していない	公共収集していない	300 kg以下/月	公共収集していない	公共収集していない	100 kg未満/日	500 kg未満/日	500 kg未満/日	500 kg未満/日	300 kg以下/月	公共収集していない			
	事業系一般廃棄物の可燃ごみ処理手数料	25 円/kg	200 円/10 kg	210 円/10 kg	210 円/10 kg	210 円/10kg	21 円/kg	15 円/kg	15 円/kg(運輸機関の町内各営業所又は各娯楽施設等を対象に特定料金設定)	無料	無料	無料	25 円/kg	210 円/10 kg			
現状の分析		<ul style="list-style-type: none"> 公共収集は、小田原市、下郡地区及び松田町が一定の基準の範囲で実施しているが、その他の市町では実施していない。 公共収集を実施している市町においてもその排出量の基準にはばらつきがある。 処理手数料においてもばらつきがあり、真鶴町と湯河原町は無料となっている。 															
類似中核市のサービス水準	都市名(人口)	宇都宮市(504千人)			川越市(334千人)			横須賀市(421千人)			岡崎市(368千人)			姫路市(535千人)			
	公共収集の区分	公共収集はしていない			公共収集はしていない			公共収集はしていない			公共収集はしていない			公共収集はしていない			
	ごみ処理手数料	216 円/10 kg			12 円/kg			12 円/kg			可燃ごみ・不燃ごみ 78 円/kg 資源物 26 円/kg			1000 円/100 kg			
合併を想定した場合	メリット	<ul style="list-style-type: none"> 事業系一般廃棄物の収集方法・処理手数料の基準を統一することにより、事業者の不公平感がなくなる。 事業系一般廃棄物の公共収集をやめた場合、事業者責任として処理することになり、一般廃棄物の搬入量が減少する。 															
	課題	<ul style="list-style-type: none"> 事業系一般廃棄物については、市町により、事業者の内容に差異があるため統一的な区分が難しい。(箱根町の旅館業など) 現在種々の形態で行われている事業系一般廃棄物の公共収集の基準の統一について事業者の理解が得られるかが問題である。 															
	財政面への影響	<ul style="list-style-type: none"> 事業系一般廃棄物を区分し、現在手数料を徴収していない町の処理手数料を徴収することにより、歳入の増が見込まれる。 事業系一般廃棄物の公共収集をやめた場合、収集・運搬にかかる経費が減少する。 															
	対応策	<ul style="list-style-type: none"> 事業系一般廃棄物の収集方法及び処理手数料の統一を図る。 公共収集をやめる場合も含め、統一した基準の遵守を図るため、事業者への説明会等を開催するなど、周知と啓発・指導を行う。 															

事務事業調査 (53)

事務事業名		ごみ中間処理事業											環境・防災分科会				
事業概要		一般廃棄物の中間処理(焼却・選別等)を行う。															
事業比較	区分	小田原市	南足柄市	中井町	大井町	松田町	山北町	開成町	箱根町	真鶴町	湯河原町	例示1	例示2	例示3			
	中間処理施設(焼却場)	・清掃工場 ・小動物処理施設	清掃工場	足柄東部清掃組合 ・大井美化センター			西部清掃組合 ・足柄西部環境センター		環境センター	湯河原町真鶴町衛生組合 ・湯河原美化センター							
	中間処理施設(破碎選別施設等)	・可燃性粗大ごみ破碎施設 ・リサイクルセンター ・ペットボトル減容施設	・可燃性粗大ごみ破碎施設 ・廃プラスチック破碎施設	・破碎施設 ・ペットボトル減容施設(大井美化センター) ・不燃物選別・圧縮・梱包施設(中井美化センター)			・粗大ごみ処理施設 ・ペットボトル減容施設(足柄西部環境センター)		環境センター	・可燃性粗大ごみ破碎施設 ・リサイクルセンター ・ペットボトル減容施設							
	中間処理の年間実績(18年度実績)	総処理量	82,550 t	16,604 t	3,320 t (H17)	6,198 t (H17)	4,538 t (H17)	4,105 t	4,337 t	19,892 t	4,203 t	15,729 t					
	焼却量	58,682 t	11,849 t	2,556 t (H17)	4,622 t (H17)	3,342 t (H17)	3,221 t	4,174 t	18,910 t	3,539 t	13,326 t						
	資源化量	23,265 t	4,077 t	709 t (H17)	1,488 t (H17)	1,119 t (H17)	804 t	1,062 t	982 t	578 t	2,057 t						
現状の分析		<ul style="list-style-type: none"> ・ 焼却施設については、独自に設置している市町と組合により設置している町がある。 ・ その他の中間処理施設については、設置状況や処理状況にばらつきがある。 															
類似中核市のサービス水準	都市名(人口)	宇都宮市(504千人)			川越市(334千人)			横須賀市(421千人)			岡崎市(368千人)			姫路市(535千人)			
	焼却施設	3施設			4施設			1施設			2施設			2施設			
	その他の施設	びん・缶・ペットボトル・不燃物処理施設			リサイクルセンター びん・缶・ペットボトル処理施設			リサイクルプラザ 粗大ごみ処理施設 プラスチック類減容固化施設			粗大ごみ・不燃ごみ破碎施設 缶選別圧縮施設						
	処理実績	総処理量	200,000 t (H16)			487,486 t (H17)			140,597 t (H17)			115,693 t (H17)			247,488 t (H17)		
		焼却量	172,583 t (H16)			460,732 t (H17)			116,052 t (H17)			104,620 t (H17)			162,644 t (H17)		
資源化量		29,920 t (H16)			26,511 t (H17)			18,335 t (H17)			28,351 t (H17)			44,853 t (H17)			
合併を想定した場合	メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の相互利用や拠点処理等により効率的な処理ができる。 ・ 今後施設の老朽化に伴う新施設の設置において効率的な施設配置計画が立てられる。 															
	課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 統一的な処理を行うために施設利用の調整や施設の新設などが必要となる。 ・ 統一的な処理を行うために分別・収集の統一及び収集、運搬形態の再編を図る必要がある。 ・ 処理施設周辺の住民には、他地域からのごみの流入について抵抗感がある。 															
	財政面への影響	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の効率的な運用を図ることにより、支出の削減を図ることが出来る。 ・ 統一的な処理を行うために施設の新設等の財政負担が必要となる。 															
	対応策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の処理能力・配置等を考慮し、効率的な施設利用を検討するとともに、住民への説明を十分行う。 ・ 分別種類・収集方法を統一する。 															

事務事業調書(54)

事務事業名		ごみ処理手数料徴収事業													環境・防災分科会		
事業概要		処理施設に持込まれた廃棄物に対する処理手数料を徴収する。															
事業比較	区分	小田原市	南足柄市	中井町	大井町	松田町	山北町	開成町	箱根町	真鶴町	湯河原町	例示1	例示2	例示3			
	処理手数料(持込)(可燃)	25円/kg	200円/10kg (破碎を要する粗大等300円/10kg)	105円/10kg	105円/10kg	105円/10kg	15.75円/kg	15.75円/kg	無料	無料	無料	無料	25円/kg	105円/10kg			
	処理手数料(持込)(不燃)	25円/kg	200円/10kg	105円/10kg	105円/10kg	105円/10kg	15.75円/kg	15.75円/kg	10円/kg	無料	無料	無料	25円/kg	105円/10kg			
現状の分析		・各市町とも可燃物、不燃物の処理手数料は同額となっているが、金額にはばらつきがある。また、処理手数料を徴収していない町もある。															
類似中核市のサービス水準	都市名(人口)	宇都宮市(504千人)			川越市(334千人)			横須賀市(421千人)			岡崎市(368千人)			姫路市(535千人)			
	処理手数料(持込)(可燃)	無料(家庭系)			持込は受け付けていない			15円/kg			100kgまで無料100kgを超えた場合51円/10kg			1000円/100kg			
	処理手数料(持込)(不燃)	無料(家庭系)			持込は受け付けていない			15円/kg			100kgまで無料100kgを超えた場合51円/10kg			1000円/100kg			
合併を想定した場合	メリット	<ul style="list-style-type: none"> 処理手数料を統一化することにより、各市町の住民の不公平感がなくなる。 処理手数料を処理コストから算出し、適正な処理手数料(住民負担割合)を定めることにより、ごみの減量・資源化が推進される。 															
	課題	<ul style="list-style-type: none"> 処理手数料の算定方法(算出基礎)が市町によって異なっているため、住民の納得できる算定方法を検討する必要がある。 現在、処理手数料を徴収していない町においては、住民の理解を得る必要がある。 施設により処理コストが異なるため、統一した処理コストを設定することが難しい。 															
	財政面への影響	<ul style="list-style-type: none"> どの水準の処理手数料に定めるかによって、歳入の増減が変わる。(高い額に統一すれば歳入は増加するが、低い額に統一すると歳入は減少する。) 例示2に合わせると、全体で2,900万円の増収が見込まれる。(総計約8,600万円から約1億1,500万円) 															
	対応策	<ul style="list-style-type: none"> 処理手数料の算定方法(算出基礎)を定め、住民説明等により、住民の理解を求めていく。 															

事務事業調書(55)

事務事業名		生ごみの排出抑制事業													環境・防災分科会		
事業概要		ごみの減量化を図るため、家庭等からの生ごみ排出の抑制を促進する															
事業比較	区分	小田原市	南足柄市	中井町	大井町	松田町	山北町	開成町	箱根町	真鶴町	湯河原町	例示1	例示2	例示3			
	生ごみ排出抑制事業	電動式生ごみ処理器購入助成等	購入金額の1/2 上限2万円 H18:67件 無料貸出し H18:39件	購入金額の1/2 上限3万円 H18:35件	購入金額の1/3 上限2万円 H18:7件	なし	購入金額の1/2 上限3万円 H18:9件	購入金額の1/2 上限3万円 H18:12件	購入金額の1/2 上限3万円 H18:17件	購入金額の1/2 上限3万円 H18:3件	購入金額の1/2 上限2万円 H18:2件	購入金額の1/2 上限2万円 H18:10件	購入金額の1/2 上限3万円	購入金額の1/2 上限2万円 H18:67件 無料貸出し H18:39件	購入金額の1/2 上限2.5万円		
		生ごみ処理容器(コンポスト)購入補助	なし	購入金額の1/2 上限4.5千円 H18:28件	購入金額の1/2 H18:21件	なし	無料貸出し H18:5件	購入金額の1/2 H18:9件	なし	なし	購入金額の1/2 H18:0件	購入金額の1/2 上限4千円 H18:8件	購入金額の1/2	なし	なし		
		その他	剪定枝チップターの無料貸出し H18:40件				剪定枝リサイクル器購入助成金・購入金額の1/2 上限5万円 H18:1件										
現状の分析	<ul style="list-style-type: none"> 生ごみ発生抑制事業としては、大井町を除く9市町が電動式生ごみ処理器の購入助成を行っている。また、5市町がコンポストの購入助成を行っている。 電動式生ごみ処理器の補助率は中井町の1/3を除いてみな1/2となっている。また、上限額は2万円か3万円となっている。 																
類似中核市のサービス水準	都市名(人口)	宇都宮市(504千人)			川越市(334千人)			横須賀市(421千人)			岡崎市(368千人)			姫路市(535千人)			
	電動式生ごみ処理器購入助成等	購入金額の1/2 上限30,000円			購入金額の1/2 上限20,000円			購入金額の1/2 上限30,000円			購入金額の1/2 上限20,000円			購入金額の1/2 上限20,000円			
	生ごみ処理容器(コンポスト)購入補助	購入金額の1/2 上限5,000円			購入金額の1/2 上限20,000円			購入金額の1/2 上限30,000円			購入金額の1/2 上限5,000円			なし			
合併を想定した場合	メリット	<ul style="list-style-type: none"> 補助率と上限額の統一を図ることにより、各市町の住民の不公平感がなくなる。 補助事業を実施することにより、現在制度化されていない住民の満足度が向上する。 															
	課題	<ul style="list-style-type: none"> 購入に対する助成については、普及効果等を考慮し、実施すべきか否かを検討する必要がある。また、助成を実施する際には、基準の統一が必要となる。 生ごみの処理については、生ごみ処理施設の新設等、総合的に処理する施策を検討していかなければならない。 															
	財政面への影響	<ul style="list-style-type: none"> 補助率・上限額をどの水準に統一するかにより、補助金額が変わる。(高い率・上限額に統一すると増加し、低い率・上限額に統一すると減少する。) 															
	対応策	<ul style="list-style-type: none"> 生ごみ処理器等の補助率、上限金額を統一する。 生ごみ処理施設の新設等、総合的な処理施策を検討する。 															

事務事業調査(56)

事務事業名		合併処理浄化槽整備事業										環境・防災分科会			
事業概要		主に下水道整備の整備計画がない区域で合併処理浄化槽を設置する場合、整備費の一部を補助する。													
事業比較	区分	小田原市	南足柄市	中井町	大井町	松田町	山北町	開成町	箱根町	真鶴町	湯河原町	例示1	例示2	例示3	
	補助制度の有無	あり	あり	あり	なし 維持管理 補助制度有	あり	あり 他に自治 体設置型浄 化槽制度有	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	
	補助対象地域	下水道事業 認可区域外	市街化調整区 域内(グリーンル 地域は除く)	下水道事業 認可区域外		下水道事業 認可区域外	下水道事業 認可区域外	下水道事業 認可区域外	下水道事業 認可区域外	下水道事業 認可区域外	下水道事業 全体計画区 域以外	下水道事業 全体計画区 域以外	下水道事業 認可区域外	下水道事業 認可区域外	下水道事業 認可区域外
	対象	専用住宅	専用住宅 (1/2以上が 居住の用に 共する建物 は可)	専用住宅 (1/2以上が 居住の用に 共する建物 は可)		専用住宅	専用住宅	既存単独処 理浄化槽又 は汲み取り 便槽からの 合併処理浄 化槽への転 換	専用住宅又 は延べ床面 積の1/2以 上を居住の 用に供する 建物(居住 以外の部分 面積が50 ㎡を超える ものを除く)	専用住宅	専用住宅	専用住宅 (1/2以上が 住居の店舗 併用住宅は 可)	専用住宅	専用住宅	
	補助金額(5人槽)	177千円	342千円	332千円		332千円	332千円	332千円	332千円	332千円	332千円	342千円	177千円	332千円	
	補助金額(7人槽)	205千円	414千円	414千円		414千円	414千円	414千円	414千円	414千円	414千円	414千円	205千円	414千円	
	補助金額(10人槽)	259千円	537千円	548千円		548千円	548千円	548千円	548千円	548千円	548千円	548千円	259千円	548千円	
	現状の分析	<ul style="list-style-type: none"> 補助制度を持っている自治体と持っていない自治体があり、補助内容についても差がある。 小田原市以外は国庫基準額(若しくはそれに近い額)を補助基準額としている。(小田原市は、国・県の基準額の約50%) 大井町は維持管理費用を助成している。 山北町は、平成20年度から、専用住宅以外も対象とする自治体設置型の浄化槽制度を導入。この制度は、設置は山北町負担で、使用料を町民から徴収する制度。 													
類似中核市のサービス水準	補助対象地域	宇都宮市(504千人) 市街化調整区域		川越市(334千人) 下水道事業認可区域外		横須賀市(421千人) 下水道事業認可区域外		岡崎市(368千人) 下水道事業認可区域外		姫路市(535千人) 市街化調整区域のみ					
	対象	・専用住宅(1/2以上が居住の用に共する建物は可) ・地域集会所		専用住宅(1/2以上が居住の用に共する建物は可)		専用住宅のみ		専用住宅(1/2以上が居住の用に共する建物は可)		総延床面積の1/2以上の住居部分を有する建物に処理対象人員50人以下の合併処理浄化槽を設置しようとする者					
	補助金額(5人槽)	532千円(652千円)		264千円(444千円)		354千円		332千円		500千円					
	補助金額(7人槽)	615千円(735千円)		306千円(513千円)		411千円		414千円		700千円					
	補助金額(10人槽)	777千円(897千円)		387千円(648千円)		519千円		548千円		1,000千円					
		()内は、既設単独処理浄化槽からの設置替えの場合		()内は、既設単独処理浄化槽からの設置替えの場合 ・既設槽処分費、維持管理費用の助成制度有り						11~50人槽:人槽あたり10万円、最高限度額200万円					

合併を想定した場合	メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、補助事業を行っていない大井町で合併処理浄化槽設置の促進をすることによって、本事業の目的である公共用水域の汚濁防止を上流から下流まで河川全域において行うことができる。 ・ 補助額を国庫補助基準額に合せば、小田原市民に対する助成金額は約2倍になる。
	課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下水道エリアと浄化槽エリアの線引きの考え方が自治体によって違うため、整合性を持たせる必要がある。 ・ すでに合併処理浄化槽の設置が義務化されており、制度のあり方に対する考えや交付対象となる住宅の条件が自治体によって違うため、整合性を持たせる必要がある。 ・ 山北町が実施する自治体設置型の浄化槽との事業の整合を図る必要がある。 ・ 21年度の県の補助制度は、新築に伴う浄化槽の補助は認めず、単独浄化槽からの切替を対象とするが、当該制度の見直しに対する考え方が自治体によって異なる。
	財政面への影響	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助額を国庫補助基準額に合せると小田原市分については、20年度は、財政負担が約16,000千円倍増する。ただし、21年度の県の補助制度の大幅見直しにより、財政面の影響は著しく少なくなる。
	対応策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助対象者の見直し（新築住宅は対象外とする等）を行い、費用対効果が上がるようにする。 ・ 下水道計画との整合を図り、下水道エリアと浄化槽エリアの見直しを行う。 ・ 県の補助制度見直しや自治体設置型等も考慮し、全域における制度の見直しを行う。

事務事業調査(57)

事務事業名		し尿処理事業											環境・防災分科会		
事業概要		し尿収集及び浄化槽汚泥収集に係る処理手数料の賦課徴収・運営業務を行っている。													
事業比較	区分	小田原市	南足柄市	中井町	大井町	松田町	山北町	開成町	箱根町	真鶴町	湯河原町	例示1	例示2	例示3	
	し尿・浄化槽汚泥収集委託料	委託費積算に基づく算定	し尿収集運搬委託料のみ	し尿収集運搬委託料のみ	し尿収集運搬委託料のみ	し尿収集運搬委託料のみ	し尿収集運搬委託料のみ	し尿収集運搬委託料のみ	し尿収集運搬委託料のみ	委託費積算に基づく算定(し尿のみ)	【し尿】収集実績+基本額 3,000千円	し尿は委託費積算に基づく算定 浄化槽汚泥は許可	し尿収集運搬委託料のみ し尿(定額制) 1人につき月額 378円 (従来制) 36につき 378円	委託費積算に基づく算定	例示1と同じ
	し尿・浄化槽汚泥収集手数料の額	【し尿】(定額制) 月額1人 220円 プラス1世帯 100円 (従量制) 一般家庭 36につき 260円 上記以外 36につき 310円 【浄化槽】一般家庭 36につき 270円 上記以外 36につき 310円	【し尿】(定額制) 月額1人 220円 プラス1世帯 100円 (従量制) 10につき 100円 【浄化槽】許可業者による	【し尿】(定額制) 1人月額 360円 月1回を超える回数 1回につき加算 1人月額 360円×5割 (従量制) 36につき 360円 【浄化槽】許可業者による	【し尿】(定額制) 1人月額 360円 月1回を超える回数 1回につき加算 1人月額 360円×5割 (従量制) 36につき 360円 【浄化槽】許可業者による	【し尿】(定額制) 1人月額 360円 月1回を超える回数 1回につき加算 1人月額 360円×5割 (従量制) 36につき 360円 【浄化槽】許可業者による	【し尿】(定額制) 1人月額 360円 月1回を超える回数 1回につき加算 1人月額 360円×5割 (従量制) 36につき 360円 【浄化槽】許可業者による	【し尿】(定額制) 1人月額 360円 月1回を超える回数 1回につき加算 1人月額 360円×5割 (従量制) 36につき 360円 【浄化槽】許可業者による	【し尿】(定額制) 1人月額 360円 月1回を超える回数 1回につき加算 1人月額 360円×5割 (従量制) 36につき 360円 【浄化槽】許可業者による	【し尿】(定額制) 月額1回につき 200円 プラス1人につき 200円 (従量制) 臨時(仮設トイレ) 36につき 500円 その他(一般) 36につき 250円 【浄化槽】許可業者による	【し尿】(定額制) 世帯割 月額1世帯 300円 人数割 1人につき 100円 (従量割) 普通世帯以外の世帯 36につき 200円 【浄化槽】許可業者による	【し尿】(定額制) 月額1世帯・2人まで 600円 プラス1人 120円 (従量制) 一般家庭 36につき 240円 【浄化槽】許可業者による	【し尿】(定額制) 1世帯 100円 1人につき 220円 (従量制) 一般家庭 36につき 260円 上記以外 36につき 310円 【浄化槽】一般家庭 36につき 270円 上記以外 36につき 310円	【し尿】(定額制) 月額1世帯 100円 プラス1人 220円 (従量制) 一般家庭 36につき 260円 上記以外 36につき 310円 【浄化槽】一般家庭 36につき 270円 上記以外 36につき 310円	例示1と同じ
し尿・浄化槽汚泥処理手数料の納付方法	納付書又は口座振込による徴収(し尿は2月毎)	納付書又は口座振替(3月ごと)	金銭登録機による収納	(し尿)納付書又は口座振込による徴収(し尿は2月毎)	納付書又は口座振込による徴収(し尿は2ヶ月ごと)	納付書による徴収3月ごと	(し尿)納付書又は口座振込による徴収(し尿は2月毎)	証紙制	【し尿】証紙購入による納付	徴収委託(し尿)	徴収委託(し尿)	納付書又は口座振込による徴収(し尿は2月毎)	例示1と同じ		

事業比較	し尿・浄化槽汚泥収集形態	委託	し尿(委託) 浄化槽(許可)	し尿(委託) 浄化槽(許可)	し尿(委託) 浄化槽(許可)	し尿(委託) 浄化槽(許可)	し尿(委託) 浄化槽(許可)	し尿(委託) 浄化槽(許可)	し尿(委託) 浄化槽(許可)	し尿(委託) 浄化槽(許可)	し尿(委託) 浄化槽(許可)	し尿(委託) 浄化槽(許可)	委託	例示1と同じ
現状の分析	<ul style="list-style-type: none"> 各市町のし尿の収集は委託制(市町と業者との契約)であるが、浄化槽汚泥の収集は小田原市が委託制、他市町は許可制(市民と業者との契約)である。 し尿収集手数料が自治体により異なっている。 各市町の公共下水道の普及状況に差がある。 													
類似中核市のサービス水準	都市名(人口)	宇都宮市(504千人)	川越市(334千人)		横須賀市(421千人)		岡崎市(368千人)		姫路市(535千人)					
	定額(月額)	一世帯270円、1人350円	一世帯180円、1人250円		1人100円		一世帯240円、1人280円		収集20につき50円、処分100につき20円					
	従量	18につき200円	一世帯180円、36につき200円		36につき100円		一世帯240円、1人280円		収集20につき50円、処分100につき20円					
合併を想定した場合	メリット	<ul style="list-style-type: none"> し尿処理の集約を図ることができ、処理経費が節減できる。 し尿収集業者数が増加することにより、競争による収集委託料の削減が見込まれ、収集手数料の値下げが期待できる。 												
	課題	<ul style="list-style-type: none"> 浄化槽汚泥の収集形態が、委託制と許可制に分かれているため、2市8町全体の状況等から小田原市は許可制への移行を検討する必要がある。 収集エリアが広大となるため、収集効率の悪化が予想される。 収集効率を高めるため、現し尿収集業者の再編成が必要となるが、その編成に伴う行政支援のあり方。 「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」に対する支援のあり方。 												
	財政面への影響	<ul style="list-style-type: none"> し尿処理の集約が図られ、処理施設の管理経費等が節減できる反面、収集エリアが広大となるため、収集効率の悪化により、し尿収集手数料の徴収事務委託料の増加が見込まれる。 												
	対応策	<ul style="list-style-type: none"> 各市町の公共下水道の普及率が違うため、し尿等の一極集中処理は収集運搬量・ルート効率化の問題から順次段階的に進めていく必要があるため、当面は現況の収集処理体制で臨む。 し尿収集業者の統合を図り、し尿収集車の効率的な稼働を行わせることにより、住民負担の軽減を図る。 												

事務事業調書(58)

事務事業名		火葬事業											環境・防災分科会		
事業概要		小田原市及び近隣市町居住者を対象として、斎場にて火葬業務を運営している。													
事業比較	区分	小田原市	南足柄市	中井町	大井町	松田町	山北町	開成町	箱根町	真鶴町	湯河原町	例示1	例示2	例示3	
	斎場使用料	大人 無料 小人 無料	大人 27,000円 小人 14,000円	大人 38,000円 小人 19,000円	大人 38,000円 小人 19,000円	大人 38,000円 小人 19,000円	大人 38,000円 小人 19,000円	大人 38,000円 小人 19,000円	大人 38,000円 小人 19,000円	大人 38,000円 小人 19,000円	大人 38,000円 小人 19,000円	大人 38,000円 小人 19,000円	大人 無料 小人 無料	大人 無料 小人 無料	大人 27,000円 小人 14,000円
	斎場使用料補助金額	なし	上記金額	32,000円 16,000円	38,000円 19,000円	32,000円 16,000円	32,000円 16,000円	なし	32,000円 16,000円	なし	なし	大人 38,000円 小人 19,000円	なし	大人 32,000円 小人 16,000円	
	施設規模	日最大 16体(6炉)								日最大7体(2炉)					
	小田原市 斎場の 利用状況	H18 1,642件	359件	28件	112件	117件	41件 (山北火葬場) 81件		102件	118件	5件	20件			
	真鶴聖苑の 利用状況	H18 10件	2件	0件	0件	0件	1件	0件	1件	100件	296件				
現状の分析	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当地域には、小田原市斎場と真鶴聖苑の2カ所の斎場がある。この2カ所の斎場では、日最大で23体の火葬が可能である。 ・ 小田原市斎場は、昭和46年からの供用で、老朽化しており、近年には施設の更新が必要な状況である。 ・ 真鶴聖苑は、平成12年に供用開始され、今後長期にわたって使用が可能である。(参考：真鶴聖苑の料金 大人(12歳以上)70,000円、小人(12歳未満)45,000円、死胎児 30,000円、臓器等 20,000円) 														
類似中核市のサービス水準	都市名(人口)	宇都宮市(504千人)			川越市(334千人)			横須賀市(421千人)			岡崎市(368千人)		姫路市(535千人)		
	火葬料金(市内)	0円			1,100円			0円			0円		0円		
	火葬料金(市外)	18,300円			30,000円			16,600円			8,000円		60,000円		
合併を想定した場合	メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当地域に2ヶ所の斎場があることにより、災害対策が強化できることや、利用者の斎場選択が可能となる。 													
	課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小田原市斎場の老朽化が激しいため、利用件数が増加すると延命化のための修繕費用が増加する。 ・ 斎場使用料に対する助成制度の検討が必要。 ・ 広域斎場と真鶴聖苑の料金設定が難しい。 													
	財政面への影響	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2カ所の斎場を有することとなり、2市8町内の斎場使用料を全て無料化することや施設の老朽化による修繕費用の増加により、財政負担が高まる。 ・ 小田原市斎場の更新には、多額の費用が必要。 													
	対応策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 将来人口を見据えた適切な規模の斎場を建設することにより、安定した斎場経営を推進する。 													

事務事業調書(59)

事務事業名		防災行政用無線整備事業										環境・防災分科会		
事業概要		防災行政用無線固定系における子局の数及び戸別受信機の設置状況												
事業比較	区分 (世帯数:135,443)	小田原市 (75,921)	南足柄市 (15,356)	中井町 (3,283)	大井町 (6,109)	松田町 (4,484)	山北町 (3,974)	開成町 (5,454)	箱根町 (6,778)	真鶴町 (3,300)	湯河原町 (10,784)	例示1	例示2	例示3
	子局数	211	49	29	29	24	64	23	84	36	65			
	戸別受信機設置数	544	6,626	2,402	895	132	476	889	303	なし	103			
	戸別受信機設置先	公共施設、議員、自治会長等	住民希望者、公共施設	住民希望者、企業、公共施設	住民希望者、公共施設、議員、自治会長	住民希望者、公共施設、議員、自治会長、消防団	難聴地域、住民希望者	住民希望者、自治会長	公共施設、議員、自治会長、住民		町長、各部長、公共施設、自治会長	住民希望者、公共施設、議員、自治会長等	公共施設、議員、自治会長等	公共施設、議員、自治会長、住民希望者
	戸別受信機価格 (1台あたり:円)	55,000	38,000	34,000	42,000	44,000	48,000	40,000	45,000					
	戸別受信機への助成金額 (1台あたり:円)		26,000	住民希望者に無償貸与	28,000	35,000	32,000	20,000	30,000			住民希望者に無償貸与		1/2 助成
	保守点検費(単位:千円)	12,903	3,183	3,483	1,155	2,999	4,340	2,491	2,803	1,500	2,557			
現状の分析	<ul style="list-style-type: none"> 固定系の無線設備が、各市町で異なっている。(電波形式・周波数・メーカー等) 戸別受信機の配布先は、各市町で異なっている。 戸別受信機の住民希望者への無償貸与がなされているのは中井町である。 													
類似中核市のサービス水準	都市名(人口)	宇都宮市(504千人)			川越市(334千人)		横須賀市(421千人)		岡崎市(368千人)		姫路市(535千人)			
	子局数	固定系については、合併した1町にあったのみで、全体での運用はしていない。			284		405		市内全域にはなし(旧額田町地域のみあり、別に運用している。)		市内全域にはなし(平成18年に編入した旧家島町、夢前町、香寺町、安富町地域のみあり 108)			
	戸別受信機設置数	なし			なし		132		旧額田町地域のみあったが退出時に返却してもらっている。		なし			
	戸別受信機配布先	なし			なし		住居数が少なく子局設置より戸別受信機設置の方が安価となる世帯に貸与		旧額田町地域		旧家島町、夢前町、香寺町、安富町地域の自治会長等			
合併を想定した場合	メリット	<ul style="list-style-type: none"> 一斉放送を行うことにより、2市8町の全域で同一の情報を周知することができる。 南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町が実施している住民希望者への戸別受信機の設置を行った場合、各家庭でより明瞭に放送された防災関連情報の内容を確認することができる。 												
	課題	<ul style="list-style-type: none"> 一斉放送を行うためには、無線設備を統一する必要がある。(電波形式・周波数・メーカー等) 広域に放送するため、電波の到達状況を確認のうえ、中継局等を整備する必要がある。 戸別受信機の配布先を小田原市のサービス水準に合わせた場合は、一般家庭への設置を行っている南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町の住民からの不満が想定される。 												
	財政面への影響	<ul style="list-style-type: none"> 無線設備を統一するための設備投資が必要。(小田原市のデジタル化経費が7億5千万円ほどかかっていることから、子局数から推定すると新たに無線設備を統一するためには、20億円超の設備投資が必要になると思われる。) 戸別受信機の全戸配布に伴う費用負担の増大。(新たに全世帯に無償貸与を行ったとすると、全体で58億2千万円ほど(43千円(戸別受信機平均単価)×135,443世帯)の負担増となる。) 												
	対応策	<ul style="list-style-type: none"> 当面の間、情報提供方法を統一した上で、既存の無線設備を使用し、放送を実施する。 戸別受信機の一般家庭への配布の必要性や、助成制度について検討する。 												

事務事業調書(60)

事務事業名		自主防災組織補助事業											環境・防災分科会			
事業概要		自主防災組織の数及び自主防災組織への助成制度の状況														
事業比較	区分	小田原市	南足柄市	中井町	大井町	松田町	山北町	開成町	箱根町	真鶴町	湯河原町	例示1	例示2	例示3		
	組織数(計488)	255	34	27	20	26	59	12	35	9	11					
	助成の有無	あり	なし	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり		
	資機材	あり	なし	あり	あり	あり	あり	あり	あり	必要に応じて対応	必要に応じて対応	あり	あり	あり		
	訓練・活動	あり	なし	あり	あり	あり	なし	あり	なし	なし	あり	あり	あり	あり		
	助成金額(千円) 平成18年度実績 (2市8町計:22,125)	6,027		2,753	4,597	3,000	3,429	1,868	11		自治会運営費助成金930千円から資機材・活動費に活用	440	230 (1自主防災組織あたり)	24	45	
	資機材	4,457		1,956	3,455	2,000	3,429		11				173	17	31	
	訓練・活動	1,570		797	1,142	1,000		1,868				440		156	6	14
	例1とした場合の負担増減額(千円)	52,623	7,820	3,457	0	2,980	10,141	892	8,039	2,070	2,090	90,112				
	例2とした場合の負担増減額(千円)	0	816	2,105	4,117	2,376	2,013	1,580	829	216	176		10,506			
例3とした場合の負担増減額(千円)	5,448	1,530	1,538	3,697	1,830	774	1,328	1,564	405	55				170		
現状の分析	<ul style="list-style-type: none"> 自主防災組織に対する支援施策は、各市町とも様々である。 防災用資機材に対する助成がないのは、南足柄市(17年度に見直しを行い、助成制度を廃止した。)である。 															
類似中核市のサービス水準	都市名(人口)	宇都宮市(504千人)			川越市(334千人)			横須賀市(421千人)			岡崎市(368千人)			姫路市(535千人)		
	組織数	37(連合自治会単位)			141(組織率57.3%)			344			528(町防災防犯協会)			792		
	補助制度の有無	あり(訓練補助)			あり(結成時、活動費、資機材)			あり(資機材・防災服)			なし			あり(結成時のみ)		
	補助金額	1団体8万円が上限(H18:288万円)			結成時(上限10万円)、活動補助資機材購入含み(上限6万円)、防災倉庫補助(上限10万円)、(H18:4,425,200円)			資機材(H18:32,986,000円) 結成後11年未満(80%上限64万円) 結成後11年以降(60%上限48万円)			なし			18年度は実績なし 補助金算出基礎(801円×世帯数)		
合併を想定した場合	メリット	合併後の市内全域において統一した助成基準の中で、各防災組織が、資機材整備や訓練等の活動を行っていくことができる。														
	課題	<ul style="list-style-type: none"> 各市町別に支援施策が異なること、自主防災組織の規模等が様々であることから、各支援制度の見直しを行う必要がある。 例示2にあわせた場合、1自主防災組織あたりの助成金額の高い、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、湯河原町の自主防災組織からの不満が想定される。 														
	財政面への影響	<ul style="list-style-type: none"> 補助制度未実施の市町もあることから、高水準での補助制度を実施した場合、全体で9千万円の費用負担が生じる。各市町の増減は上記表のとおり。 例示2にあわせた場合、全体で1千万円の経費減となる。各市町の増減は上記表のとおり。 														
	対応策	自主防災組織への補助制度は、市町により補助制度の有無、金額などが大きく異なるため、合併に合わせて全面的に見直しを行うものとする。														

事務事業調査(61)

事務事業名		災害応急対策用食糧等備蓄事業										環境・防災分科会			
事業概要		災害時食糧の備蓄状況													
事業比較	区分	小田原市	南足柄市	中井町	大井町	松田町	山北町	開成町	箱根町	真鶴町	湯河原町	例示1	例示2	例示3	
	(計:316,099)	備蓄内容・数(食)	66,610	22,308	19,440	10,840	14,254	12,625	7,070	80,944	19,850	61,850			
		サバイバルフーズ	58,390	22,308	4,920	8,340	14,254	11,460	720	660	12,950	45,300			
		アルファ米			10,300	2,500		950	6,350	55,000	6,900	16,550			
		その他	野菜シチュー 8,220		カンパン等 1,920、 缶詰 1,500、 雑炊等 800			サバイバル カプセル 215		カンパン・ クラッカー 18,484、 おかゆ 6,800					
	18年度 購入実績	金額 (千円)	437	27	879	0	735	597	332	0	242	376			
		品目・食 数	サバイバル フーズ (450)	サバイバル フーズ (60)	アルファ米 等		サバイバル フーズ (1,000)	サバイバル フーズ (1,200)、 粉ミルク (4缶)	アルファ米 (1,250)		アルファ米 (500)、 保存水 (750)	ミネラルウ ォーター (3,000)、 粉ミルク (100缶)			
	備蓄倉庫数 (計:133)		31	12	4	7	6	6	21	10	6	30			
被害想定地震		神奈川県西 部地震	神奈川県西 部地震	神縄・国府 津 - 松田断 層地震	神奈川県西 部地震	神縄・国府 津 - 松田断 層地震	神縄・国府 津 - 松田断 層地震	神縄・国府 津 - 松田断 層地震など	神奈川県西 部地震	神奈川県西 部地震	神奈川県西 部地震				
食糧備蓄率 (%)		23.9	73.3	100	100	21.1	56.1	26.2	100	66	54.0	100	23.9		
現状の分析		・ 被害想定地震については、神奈川県西部地震としている市町が6市町、神縄・国府津 - 松田断層地震としている町が4町ある。													
類似中核市の サービス水準	都市名(人口)	宇都宮市(504千人)		川越市(334千人)		横須賀市(421千人)		岡崎市(368千人)		姫路市(535千人)					
	備蓄内容・数(食)	アルファ米・クラッカー (計810,000食)		カンパン(103,424食)、アルファ米 (60,500食)、おかゆ(12,000食)		サバイバルフーズ(289,200食)、 アルファ米(78,000食)		カンパン(39,768缶)、クラッカー (14,925袋)、缶入りソフトパン (2,088缶)、アルファ米(24,550袋)、 サバイバルフーズ(6,300食)		アルファ米(72,787食)、サバイバル フーズ25(49,260食)、アルパインエ ア(10,800食)、おかゆ(4,500食)、 カンパン(9,600食)					
	備蓄倉庫数	11		68		34		26		16					
	被害想定地震	海洋型地震、宇都宮市直下型地震(被 災者27千人)		川越市直下型地震		三浦半島断層群 直下型地震		東海地震 内陸型地震(直下型)		山崎断層地震、南海道地震					
合併を想定した 場合	メリット	・ 高水準(備蓄率100%)を目標に備蓄を進めた場合、全体の備蓄率(量)が上がる。													
	課題	・ 備蓄率を上げるために新規に購入する必要がある。また、賞味期限に合わせて更新が必要。 ・ 各市町により備蓄目標の設定が異なるため、統一した備蓄目標数の設定が必要。													
	財政面へ の影響	・ 神奈川県西部地震を被害想定地震とし、(2市8町のり災者59,340人の3日分)534,060食を備蓄目標食数とすると、217,991食分の購入経費約1億9百万円(@500円×217,991食)が必要となる。 ・ 賞味期間(10年とする。)ごとに入れ替えをすると、毎年、53,406食の更新が必要となり、毎年の更新経費は約2千7百万円(@500円×53,406食)となる。													
	対応策	・ 新規に備蓄食糧を購入するとともに、既存の備蓄食糧の再配分を行う。													